# 常任委員会行政視察報告書

委員会名	財政総務常任委員会
	   委員長 後藤恭平   副委員長 石田就平
視察委員	委員 池渕佐知子、木村 裕、野田泰弘、松尾翔太、玉井美樹子、
	竹村博之
視察期間	令和2年1月29日(水)から1月30日(木)まで2日間
	1. 視察先及び調査事項
	1日目 つくば市 RPA(ロボテック・プロセス・オートメーショ
	ン)による業務プロセスの自動化について
	2日目 越谷市 公契約条例について 
	2. 調査の概要及び意見(つくば市)
	ア. つくば市の主な事業概要
	総務部ワークライフバランス推進課三輪係長より説明があった。
	RPAの活用による業務時間の削減をテーマに、RPAを導入するに
	至った経緯や、導入の流れ、導入のポイント、BPR(ビジネス・プロ
	セス・リエンジニアリング)との相性、シナリオづくりのデモンストレ
	ーション等があった。
視察内容等	ほかに(1)AI-OCRの活用、(2)導入部署の選定、(3)大学
	や民間企業との連携スキーム、(4)導入に係る予算等の説明があった。
	イ、主な質疑内容
	担当者から説明の後、委員から次の質問があった。
	(1)導入に当たって手を挙げてくれる部署を探すための方策
	(2)議会に対しての説明方法
	(3)データ交換など、他市連携の可能性
	(4)既存システムとの作業速度の比較
	(5)RPAによって最も効率化が図られた業務
	(6)導入による人件費の削減効果
	(7)効果の上がった実例

- (8) 業務時間削減が市民サービスにつながっているかどうかの検証
- (9) システムに係る予算の内訳

# ウ. 委員会としての所感

- (1) RPAの導入により業務の効率化が図られることは間違いなく、 導入予算も比較的安価であるが、人件費の削減等の効果を数値化 することは難しく、導入する部署や職員のやる気にかかっている 部分が非常に大きいと感じた。
- (2) 本市においては業務プロセスの改善を先行して行っているので、 その後のRPAの活用が望まれる。
- (3) 本市での活用は、所々懸念材料があるものの、最新技術を浸透させていく意義は大いにあると感じた。

# エ. 各委員の所感

- (1)「RPAを活用した定型的で膨大な業務プロセスの自動化」をテーマに共同研究事業者を公募し、庁内ではRPAという言葉を使わず、「面倒な業務は何か」という職員アンケートから実際の業務システムを基に研究したとのことである。現場でつくれないほどの複雑なシナリオにならざるを得ないものは、そもそも業務システム自体を変えたほうがよいとのことであり、業者に丸投げせず、現場を知る職員が自ら動くからこそ、イノベーションにつながると感じた。
- (2) RPAを活用した業務プロセスの自動化について、業者選定など の検討課題はあるものの、紙資料のデジタル化や職員の負担軽減 など、導入に対するメリットを多く感じることができた。
- (3) 地方自治体では総務省の方針に基づいて公共サービスを維持するためにAIロボティクスを活用したスマート自治体への転換に向けて模索をしている。国は予算化するなどして全国の自治体へのRPA導入を支援しており、全庁導入を前提とした実証実験に踏み出す自治体が、ここ1~2年で増加している。つくば市でも2018年から運用を開始し、税務関係、財務関係などから導入しているが、今後、福祉関係、国保医療関係にも導入していくとのことであり、様々な課題の解決策も見逃せないと感じた。
- (4) 導入されたばかりなので、推移は見ないといけないが、反復業務 や入力作業が効率化されることによって、市民との窓口での対応 の時間が取れるなど、有効的に労力を充てられるのではないかと 感じた。まだこれからと言われていたが、幼児教育・保育の無償

化に伴う複数利用の償還払いなど、手作業でやると計画されているところも、つくば市ではRPAシステムを導入したいと言われていたので、業務量が増えるとされている部署への導入なども考えていくことができると感じた。また、情報政策担当部署からではなく、それぞれの部や課で、この業務ならという実態からスタートしているように感じたので、そういう部分は本市でも取り入れてほしい。

- (5) RPAの導入により単純労働を自動化することで人件費のコストカットにつながる。あらかじめ設定している業務のスピードが上がり、業務の効率化が図られる。単純労働を自動化することが業務改善につながり、全体の生産性を向上できる。長時間使ってもヒューマンエラーの発生の心配がない。以上のメリットを考えた場合、本市でも単純作業におけるRPAの導入は必要である。
- 3. 調査の概要及び意見(越谷市)
- ア. 越谷市の主な事業概要

総務部契約課和田副課長より説明があった。

公契約条例制定までの過程から、条例の適用範囲や対象契約の種類、 適用労働者の範囲、労働報酬の下限額等の説明があった。

ほかに(1)受注者が行うべきこと、(2)労働者が行えること、(3) 行政が行えること、(4) 越谷市の公契約条例の特徴等の説明があった。

#### イ、主な質疑内容

担当者から説明の後、委員から次の質問があった。

- (1)公共工事の労働報酬下限額を、国が定める労務単価の90%を基準 に設定している理由
- (2) 適用金額以下の工事などを条例範囲に入れない理由
- (3) 立入検査等の実施例
- (4) 談合禁止の具体的な取組
- (5)条例制定以前に行ったアンケート結果において、賃金が安過ぎた 事例の有無
- (6)入札ごとに条例を遵守させる取組
- (7) 最低賃金法との差について市が訴えられた場合の対応
- (8) 指定管理の場合などの適用例
- (9) 条例の周知方法など
- (10) 職種や業種の適用範囲
- (11) 違反があった場合の取扱い

- (12) 条例制定前後の入札額の差
- (13) 民間企業等への賃金額の波及効果
- (14) 複数年度契約時の契約金額の設定方法
- (15) 市の臨時雇用者の賃金との比較適用

## ウ. 委員会としての所感

- (1)制定まで5年程度掛かっており、なおかつ、市民や企業、労働者 等に対しての聞き取り、審議会の設置なども必要である。本市に おいて、制定しなくてはならない事例があるのかどうか、実態把 握が必要である。
- (2) 制定に至ったとしても条例を維持していくために多額の費用が必要となる。

## エ、各委員の所感

- (1) 労働報酬下限額を定め、条例の対象となる契約の受注事業者に履行状況等報告書の提出義務付けや、行政の立入検査もできるとのことであった。今まで、条例に違反する事業者はいなかったとのことであるが、実際に報告書どおりの実態かどうかは、労働者への周知が重要であるとのことであった。労働者の適正な労働条件の確保と公契約の適正な履行及び工事等の質の向上を追求するという、自治体自らの強い意志を示すのが公契約条例制定であると感じた。
- (2) 市が独自に労働報酬下限額を設定し、事業者に義務付けられるメリットがある一方で、条例違反業者に対する対応は、事実の公表と指名停止措置にとどまっているところに緩さを感じた。総じて実効性や必要性も不明確で、本市での導入には懐疑的な印象を受けた。
- (3)公共工事を始め、自治体が外部発注する際、最低賃金ではなくそれ以上の賃金で積算するのは当然であり、越谷市では最低賃金の7%増しであった。毎年、労働報酬等審議会に諮問し、答申に基づいて執行しているとのことである。本市でも一旦締結した契約であっても物価変動や労務単価見直しによる契約金額の変更が行われているが、末端の従事者への支給がどのようになっているのか気になるところである。
- (4) 市の発注する工事だけでなく、公的施設や業務の民間委託、指定 管理も対象になっているので、賃金の保証だけでなく、「役務」に 対応していることを学ぶべきであると感じた。国の制度や、入札、

契約などで対応できるとしていても、「民間活力の導入」と実施されてきているので、そのことも含めて今後の対応や条例について、研究や検討が必要ではないかと感じた。